

御前崎市制限付き一般競争入札実施要領

(平成21年5月1日告示第43号)

改正 平成22年4月1日告示第28号

(目的)

第1条 この告示は、御前崎市が発注する建設工事の質の確保を図り、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札(以下「制限付き一般競争入札」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事(以下「対象建設工事」という。)は、予定価格が5千万円以上で制限付き一般競争入札に適した建設工事とする。ただし、市長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(入札参加者に必要な資格)

第3条 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、おおむね、次のとおりとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 御前崎市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 対象建設工事の工種に係る建設業法(昭和24年政令第100号)第3条の規定に基づく建設業の許可(一般建設業・特定建設業)を受けている者。
- (4) 対象建設工事の工種に係る経営事項審査結果の総合評点が一定以上であること。
- (5) 対象建設工事と同種・同規模の工事の施工実績があること。
- (6) 対象建設工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等の資格及び経験が適正であること。
- (7) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (8) 御前崎市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (10) 対象建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

(入札参加資格審査委員会)

第4条 次に掲げる事項を審査するため、入札参加資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設けるものとする。

- (1) 入札参加資格に関する事項
- (2) 入札参加資格の有無
- (3) その他必要と認める事項

2 審査委員会は、御前崎市建設工事請負業者指名委員会要綱に規定する建設工事請負業者指名審査委員会が兼ねるものとする。

(入札参加資格の設定)

第5条 総務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、入札参加資格設定調書(様式第1号)を作成し、審査委員会に提出するものとする。

2 入札参加資格は、審査委員会の審査により、決定するものとする。

(入札の公告等)

第6条 入札の公告は、御前崎市掲示場に掲示し、並びに御前崎市ホームページに公開する方法により行うものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付)

第7条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から公告の日の翌日から10日以内に、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を持参により提出させるものとする。

2 申請書及び資料の様式は、次のとおりとする。

(1) 申請書(様式第2号)

(2) 資料

ア 同種工事の施工実績(様式第3号)

イ 配置予定技術者等の資格・工事経験(様式第4号)

ウ 許可等の状況(様式第5号)

エ その他必要と認めるもの

3 申請書及び資料は、総務課で受け付けるものとする。

4 提出された申請書及び資料(以下本項において「提出書類」という。)は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、原則公表しない。

(入札参加資格の確認)

第8条 総務課長は、入札参加資格確認申請者一覧表(様式第6号)(以下「申請者一覧表」という。)を作成し、受け付けた申請書を添え、審査委員会に提出するものとする。

2 審査委員会は、入札参加資格の有無についての確認を行い、確認したときには、その旨を所管課の長に通知するものとする。

3 総務課長は、入札参加資格確認通知書(様式第7号)により、前項の確認結果を申請者に通知するものとする。

4 第2項の確認及び前項の通知は、申請書及び資料の提出期限日の翌日から7日以内に行うものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第9条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の通知の日の翌日から指定期日以内に、入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、市長に説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の理由を求められたときには、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる最終日の翌日から7日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するもの

とする。

- 3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第3項の通知を取り消し、前項の回答とあわせて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、審査委員会で協議するものとする。

(設計図書等の配付等)

第10条 設計図書等は、総務課において閲覧に供し、又は御前崎市ホームページにおいて公開する。

- 2 設計図書等に係る質問書の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

- (1) 質問書は、公告の日の翌日から指定期日までに、持参により提出された場合、総務課で受け付け、その質問に対して、原則として、入札執行日の4日前の日までに回答書により回答するものとする。

- (2) 質問に対する回答書は、総務課において縦覧に供するものとする。

(現場説明会)

第11条 必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

- 2 現場説明会を行う場合は、第9条第3項の手続が終了してから入札執行日の9日前の日までに行うものとする。

(入札保証金)

第12条 入札保証金は、免除するものとする。

(入札の執行)

第13条 市長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、第8条第3項に規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し及び対象建設工事の積算の明細書を持参していることを確認するものとする。

- 2 市長は、第1回目の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書(様式第8号)の提出を求めるものとする。

- 3 市長は、必要に応じ、対象建設工事の積算の明細書の提出を求めることができるものとする。

(入札の無効)

第14条 次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札
- (2) 入札心得、現場説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札延期の場合の措置)

第15条 市長は、入札心得の規定に基づき制限付き一般競争入札の入札日時を延期する場合には、当該延期前の入札日時に参集した者を対象として延期後の制限付き一般競争入札を実施するものとする。

(入札結果等の公開)

第16条 市長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、入札結果等を公開するものとする。

(技術者等の配置)

第17条 市長は、落札者に対して、様式第4号に記載した配置予定技術者が、当該工事の現場に配

置されるよう措置するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第18条 市長は、特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の確認に係る取扱いを入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて、運用するものとする。

(現行規定の効力)

第19条 この要領に特別の定めがない限り、現行の諸規程が適用される。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第28号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号

入札参加資格設定調書

年 月 日作成

工事担当課名 _____

入札番号	第 号		
工事名		工種	
工事場所		工期	設計金額
方式	標準タイプ	施工計画審査タイプ	
工事概要	工事目的		
	規模		
	構造様式		
	工法		
公告日		申請書等 提出期限の日	
資格 確認 日		入札日	
資格要件			
資格要件の 設定理由			
見込対象者数			
現場説明会の 有無・日程		資料作成説明会、ヒア リングの有無・日程	(施工計画審査タイ プの場合のみ)
添付資料	(位置図、平面図、断面図等)		

(注) 施工計画審査タイプの場合には、申請者に提出させる施工計画の様式及び評価項目表の様式を添付する。

様式第2号

入札参加資格確認申請書

年 月 日

御前崎市長 氏 名 あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付資料の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日
- 2 入札番号
- 3 工事名
- 4 工事場所

様式第3号

同種工事の施工実績

工（工種・工法を指定する場合）

会社名

項目	NO			
工事名称等	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県・市町村名)		
	契約金額			
	工期	年月日～年月日		
	発注形態	単体 / 特定建設工事共同企業体(出資比率)		
工事概要等	規模・寸法			
	構造形式			
	使用機材・数量			
	設計条件			

(注) 契約書の写し又は発注機関の発注証明書を添付してください。

公告において明示した対象工事と同種の施工実績について、的確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定する。

様式第4号

配置予定技術者の資格・工事経験

項目		氏名		
最終学歴		大学工学部工学科	年卒業	
法令による免許		(例) 一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士 技術士(建設部門、農業土木、林業部門の森林部門) 指定建設業監理技術者資格等(取得年及び登録番号)		
工事概要	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県・市町村)		
	契約金額			
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
工事内容		公告において明示した入札資格が判断できる必要最小限の具体的項目を設定する。		
現在従事している工事名等				

(注) 法令による免許については、免許を証明する書面の写しを添付してください。

様式第5号

許可等の状況

会社名

項 目		
建設業法第3条に規定する 特定建設業の許可の状況	(発注業種の許可状況 許可年月日・許可番号)	
	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表氏名	
	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表氏名	
	郵便番号 所在地 営業所の名称 営業所の代表氏名	
建設業法第27条の23に規定 する経営事項審査の結果	(発注業種 結果通知年月日・経営事項審査の総合評点)	

様式第7号

入札参加資格確認通知書

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
様

御前崎市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった工事に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

入札公告日		
入札番号	第 号	
工事名		
工事場所		
入札参加資格の有無	有・無	
	入札参加資格がないと認められた理由	

なお、入札参加資格がないと通知された方は、当職に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日()までに、その旨を記載した書面を提出してください。

工 事 費 内 訳 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

1 公 告 日

2 入札番号

3 工 事 名

4 工 事 場 所

5 工事費内訳

工	円
工	円
工	円
工	円
直接工事費計	円
共通仮設費計	円
純工事費計	円
現場管理費	円
工事原価計	円
一般管理費	円
工事価格計	円